

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第364回本審議会議事録

### 1 日 時

令和7年7月14日（月）10時30分～11時6分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

上森委員、大川委員、狼谷委員、澤谷委員、清水委員

（使用者代表委員）

北鳶委員、柴田委員、土井（玲）委員、中村委員、平岡委員

（事務局）

高橋局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 10時30分)

## 中筋主任

それでは、定刻になりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第364回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いをいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名、計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する土井沙織委員と使用者を代表する實松委員につきましては、本日は所用のため御欠席です。

ここで、お詫びと訂正を行いたいことがございます。

前回、本年6月12日木曜日開催の第363回総会の開会に当たっての御説明についてです。

公益を代表する表田委員につきまして、事前に御欠席される旨の御連絡をいただいていたにもかかわらず、到着が遅れているとの御説明をいたしました。これは、当事務局が確認を誤ったことによるものでございますので、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げるとともに、前回行った説明の訂正をさせていただきます。

今後、このような誤りのないように取り組みますので、何とぞ御容赦願います。申し訳ありませんでした。

それでは、まず、大阪労働局長の高橋から御挨拶申し上げます。

## 高橋局長

皆様、おはようございます。

先週火曜日、7月8日付けで大阪労働局長に着任いたしました高橋と申します。前任の志村局長同様、よろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から大変お忙しい中、最低賃金審議をはじめとして、労働行政の各案の推進に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本年6月19日には、審議会の委員の皆様方の御参加により、金属用金型を製造する事業所への実地視察が行われたと聞いております。御多用の中、御参加いただきました委員の皆様方におかれましては、重ねて御礼を申し上げますとともに、中小企業の実情について、より一層理解を深めていただいたのではないかと存じ上げているところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額の改定の目安諮問が行われたところでございまして、当局といたしまして、本日、この後、この審議会への改正諮問を予定させていただいているところでございます。委員の皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、物価上昇による経済・生活への影響が顕在化する中、大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただきまして、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

また、特定最低賃金に関しましても、6月30日までに7件全ての業種で改正決定の申出があったと

ころでございます。その改定決定等につきましての諮問も併せて予定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、委員の皆様方には、本年も暑い中で何回も足を運んでいただくことになりまして誠に恐れ入りますけれども、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。それでは、よろしくお願ひを申し上げます。

### 中筋主任

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

### 衣笠会長

おはようございます。大変お暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

最低賃金審議会の運営につきましては、関係法令並びにその制度の趣旨にのっとり、円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議を進めてまいります。

お手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事（1）の本年度の審議の進め方についてに入ります。

本年6月12日に運営小委員会を開催し、私が委員長となりまして本年度の審議の進め方等について検討を行いました。

事務局から検討結果の説明をお願いします。

### 柴田課長

賃金課長の柴田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、改めまして、6月12日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方などについて確認された主要な事項9点を説明いたします。

1点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会で承認を得た了解事項に基づいて運営を行っています。しかし、本総会に報告する了解事項（案）につきましては、6月12日以降も持ち回りでの審議が行われまして、資料の5ページ目、資料3-1のとおりの内容となりましたので報告いたします。

昨年度から変更した箇所がございますが、昨年度の了解事項を資料の7ページ目に資料3-2としてお付けしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

変更点は2か所ございます。四角で囲っております地域別最低賃金専門部会、それから、その下のほうに特定最低賃金専門部会と2つございますが、まず、地域別最低賃金専門部会の3の（3）、この部分が「適正な改定最低賃金額の発効に向け」とありますが、昨年度の「早期発効に向け」となっていたところから「早期」という文言を削除し、今年度の文案となりました。

次に、「従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う」とございますが、昨年度の「円滑な調査審議を行う」となっていた箇所に「適切な」という文言を追加し、本年度の文案となりました。

続きまして、特定最低賃金専門部会の裏面の4、審議の基本方針を御覧ください。

ここ（1）のところでございますが、これも同じように「適正な改定最低賃金の発効に向け」とあります、昨年度の「早期発効に向け」となっていたところから「早期」という文言を削除しております。

次に、「従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う」というところでございますが、昨年度の「円滑な調査審議を行う」とあった箇所に「適切な」という文言を追加し、本年度の文案となりました。

今年度の了解事項の案についての説明は以上となります。

2点目でございますが、特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲についてでございます。全業種とも専門部会において必要性審議の中で行うこととなりました。

3点目でございます。特定最低賃金の不一致審の設定についてでございます。特定最低賃金の必要性審議が専門部会で一致しない状況となった場合には、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度第6回目の第368回総会で行う予定とすることとなりました。

4点目は、特定最低賃金の異議審の設定についてです。特定最低賃金の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて本年度第7回の第369回総会で行う予定とすることとなりました。

5点目は、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る意見書についてです。特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取は、例年どおり、各専門部会の労使を代表する委員から意見書を提出していただくことになりました。また、その様式につきましては、昨年度の様式を踏襲することとなりました。

6点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議方法についてです。昨年度同様、全ての業種におきまして、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。

7点目は、総会における陳述の時間についてです。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取につきましては、7月30日に開催される本年度第3回目の第365回総会で行うこと、意見陳述は総枠40分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は澤谷委員、使用者側は平岡委員にお願いするということになりました。なお、意見陳述の人数につきましては、労働者側3名、使用者側1名、合計4名で予定しております。

8点目は、発効日の取扱いに係る審議についてです。地域別最低賃金及び特定最低賃金の発効日については、それぞれの専門部会で審議することを確認しました。発効日そのものの審議につきましては、専門部会とは別に審議することを検討することとなりました。

最後、9点目でございます。大阪府最低賃金専門部会の公開についてです。今年度は、昨年度と同様、第1回目は公開の場で審議し、議事録も労働局ホームページに掲載することとなりました。第2回目以降の会議は非公開、議事要旨を労働局ホームページに掲載することとなりました。そして、令和8年度以降の公開につきましては、継続して審議することとなりました。

運営小委員会の報告は以上でございます。御協議をよろしくお願いいたします。

## **衣笠会長**

御説明いただきましてありがとうございました。

ただいまの事務局からのこの6月12日の運営小委員会の審議結果等について、何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

## **衣笠会長**

ありがとうございます。

本年度におきましては、これら運営小委員会での審議報告のとおり審議を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

## **衣笠会長**

ありがとうございます。御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

では、次に、議事(2)の大坂府最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。

この件について、事務局から御説明をお願いします。

## **柴田課長**

令和7年度の大坂府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について事務局から説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」との趣旨に基づき、毎年、大坂府下の全労働者に適用される大坂府最低賃金の改正を諮問し、真摯な御審議の結果、御答申を頂いているところでございます。

令和7年度におきましても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、現下の大坂府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

それでは、ただいまから大坂府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

会長、局長、中央へよろしくお願ひいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

## **柴田課長**

ありがとうございます。

では、席へお戻りください。

## **森内指導官**

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0714第1号

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪労働局長 高橋秀誠

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

## **衣笠会長**

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続について事務局から説明をお願いします。

## **中筋主任**

それでは、説明をさせていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は、7月22日火曜日とさせていただき、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は、7月29日火曜日とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして専門部会を開催していただくことになります。

以上でございます。

## **衣笠会長**

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

## **衣笠会長**

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事（3）の特定最低賃金の改正決定等について（諮問）に入ります。

事務局から説明をお願いします。

### 中筋主任

説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料13ページの資料6を御覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てについて、改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出要件を満たすものとして、7業種全て6月30日付けでこれを受理いたしました。

したがいまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性ありとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することいたします。

### 柴田課長

それでは、会長、局長、もう一度中央へお願ひいただけますでしょうか。

(局長から会長に諮問文を手交する)

### 柴田課長

ありがとうございます。

では、席へお戻りください。

### 森内指導官

皆様、写しあはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0714第2号

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪労働局長 高橋秀誠

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

「大阪府塗料製造業最低賃金」、「大阪府鉄鋼業最低賃金」、「大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金」、「大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」、「大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金」

裏面にまいります。

「大阪府自動車小売業最低賃金」  
以上でございます。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま大阪府塗料製造業最低賃金ほか6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、必要性ありとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

先ほどの事務局からの報告でありましたように、今年度、特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性に係る意見書」に関しましては、昨年度と同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくことでおろしいでしょうか。

( 異議なし )

### 衣笠会長

御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。ありがとうございます。

それでは、今後の手続につきまして、事務局から御説明をお願いします。

### 中筋主任

それでは、説明をさせていただきます。

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付けで7件、それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は、7月22日火曜日とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し審議していただくことになります。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

はい、よろしくお願ひします。

### 柴田委員

すみません、ちょっと諮問文について1点質問なんですが、特賃のほうには、この新しい資本主義のグランドデザイン、骨太の方針に配意してくださいというふうな文章が入っていませんけれども、その理由は何ですかね、教えていただきたいと思います。

### 森内指導官

森内から御回答させていただきます。

私の考えですと、配意しなくてもいいということでもないのですけれども、特定最低賃金は地域別最低賃金を下敷きとして御審議いただくものなので、それももう含まれてくるのではないかなどという考え方で、この諮問文を起案させていただきました。

以上です。

### 衣笠会長

御説明いただきましてありがとうございます。

柴田委員、よろしいでしょうか。

### 柴田委員

よく分からないですけれども、いいです。

### 衣笠会長

そうですね、特定最低賃金の改正の必要性ありと言うには、地域別最低賃金よりも引き上げることが前提になりますので、下敷きとおっしゃったのはその意味でございます。したがいまして、間接的にはこのグランドデザインがベースにあるということは念頭に置いた上でこの諮問文であるということで御了解いただけましたらと思います。ありがとうございました。

ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

( な し )

### 衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事（4）のその他に入ります。

事務局から何かございますでしょうか。

### 中筋主任

事務局からは、団体からの最低賃金改正等に係る要請等につきまして御説明をいたします。

私からは、本日配付資料、資料8、各団体からの最低賃金改正等に係る要請書等につきまして説明をいたします。

まず、資料の47ページ、資料の8-1、こちらにつきましては、本年6月4日付けで大阪弁護士会から「物価の上昇に応じた大幅な最低賃金の引上げを求める会長声明」として提出されたものです。大阪府における最低賃金は、昨年度10月1日に前年度より50円引き上げられ、時間額1,114円とされたが、物価の高騰に追いついておらず、労働者が安定した生活を送るために必要な水準を満たしているとは言えない状況であり、実質賃金を上昇又は維持するためには、中央最低賃金審議会が提示する目安に縛られることなく、大幅な最低賃金の引上げを実施する必要があるとの内容です。

次に、資料49ページ目、資料8-2は、6月20日付けで全大阪労働組合総連合から、大阪府の最低賃金時間額1,500円の実現、全国一律最低賃金制度の創設等を求める要請書で、大阪府最低賃金時間

額の1,500円への引上げ、全国一律の最低賃金制度の創設、時間額だけでなく日額及び月額も示すこと等について、加盟労組460団体からの要請書及び個人署名1万940筆の提出と併せてなされております。

次に、資料51ページ目、資料8-3は、6月24日付けで日本共産党大阪府議会議員団から提出された「賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望」です。この要望書では、激しい物価高騰に賃上げが追いついておらず、府内の実質賃金は減少しているとして、最低賃金を時給1,500円以上、手取り月額を20万円程度に速やかに引き上げること、最低賃金の時間額1,700円を目指すこと、全国一律の最低賃金制度を創設することなどが記載されています。

そして、資料の53ページ目、資料8-4は、6月30日、7月4日、7月10日に日本労働組合総連合会大阪府連合会ほかから提出された「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請」です。この要請書では、大阪府の経済情勢は緩やかな回復基調を示しているものの、個人消費は物価高の影響で伸び悩んでおり、物価上昇が賃金の実質的な価値を押し下げている状況であるとして、大阪府最低賃金を「2024連合大阪リビングウェイジ1,190円（時間額）以上」に改正すること、特定最低賃金について、客観的データを踏まえたエビデンスに基づき、事業の公正競争確保に資する審議を行うこと、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和することなどについて記載されており、合計286枚が提出されております。

以上の要請文と署名原本を公益委員のお席の後ろに置いておりまして、御披露させていただいております。

以上でございます。

## 衣笠会長

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

## 衣笠会長

ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。ないようであれば、今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

## 中筋主任

説明させていただきます。

次回、本年度第365回総会を7月30日水曜日午前10時から予定しております。

議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、関係者の意見聴取、昨年度大阪最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組の御報告を予定しております。

委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

## 衣笠会長

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

### 衣笠会長

当面の審議の進め方は以上のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

公益を代表する委員から何かございますか。よろしいですか。

(なし)

### 衣笠会長

労働者を代表する委員から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

### 衣笠会長

使用者を代表する委員から何かございますか。よろしいですか。

(なし)

### 衣笠会長

ありがとうございます。

事務局からは何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

### 衣笠会長

ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 11時6分)